

平成29年度 日本大学危機管理学部個人研究費 研究実績報告書

所属: 危機管理学部 危機管理学科

資格: 准教授

氏名: 杉山 幸一

研究課題		国家緊急権の必要性と有用性
報告の概要	研究目的及び研究概要	本研究は国家緊急権を授權規範・制限規範としての憲法による危機管理システムとして捉え、立憲国家として国家緊急権はどのようにコントロールしていけばいいのか検証することを目的とする。最近、憲法改正をしようとする動きが活発となってきた。特に、憲法改正議論において注目を浴びているのが、国家緊急権である。しかし、国家緊急権は立憲主義を破壊するものであり、人権を保障した日本国憲法の精神に反するとされる。そこで、当該研究は、上記の目的から立憲主義とは何かを検討するため文献を精読し、国家緊急権の日本での議論やすでに導入しているドイツなどの議論も踏まえた上で、憲法によるコントロールをどのようにしていくべきなのかを検討する。さらに、国家緊急権はいかにすみやかに平時の状態に戻すかというのが非常に重要なことである。そのためには、国民一人一人が立憲主義や民主主義を自覚する必要がある。そこで、近年導入された主権者教育を検討し、現状の教育内容で、国家緊急権を導入するに値するのか、検証する。
	研究成果	今年度の個人研究費を用いた研究成果として、まず国家緊急権の必要性と有用性の研究を進めていく中で、立憲主義の観点から緊急事態をいつ終息したと判断すべきか、すみやかに平時の状態である民主主義体制、国民主権に戻すのかということが重要であると気が付いた。そこで、本年度は国家緊急権の基礎として、民主主義とは何か、国民主権とは何かに着目して、国民の民主主義への意識形成、主権者であるという自覚について立憲主義の観点から研究を試みた。その結果、日本法育学会「日本法育研究」(第1号)に学術論文「主権者教育の重要性と必要性－立憲主義と民主主義を維持するため－」を掲載した。本論文では、いかに主権者としての自覚を持たせるべきか、また民主主義の重要性に関する教育方法を中心に検証した。 反省する点としては、国家緊急権を研究主眼に置きながらその入り口である民主主義や国民主権、そして主権者教育に没頭してしまい、立憲国家として国家緊急権を検証するに至らなかったこと、また原稿に集中したため発表する機会を逸してしまったことである。
研究業績	・論文および著書 著者名・論文標題・雑誌名・査読の有無・巻・発行年・ページ数	①論文:杉山幸一「主権者教育の重要性と必要性－立憲主義と民主主義を維持するため－」、『日本法育研究』、査読あり、第1号、2017年6月、40～57頁。
	・学会発表等 発表者名・発表標題・学会名・発表年月日・発表場所	なし
	・その他 *書評、雑誌投稿など 著書名・標題・掲載誌名・発表年月・発行所 *講演会、研究会等での講演・発表 発表者・発表年月・題目名・講演会等名 *社会貢献活動等	・田上雄大「ドイツにおける「意見表明の自由」の保障について－歴史修正主義的な表現への規制を中心に」の司会と開催要旨 日本出版学会出版法制部会、平成29年7月20日、日本大学法学部10号館  ・田上雄大「ヘイトスピーチ解消法と表現の自由との問題」の司会と開催要旨 日本出版学会出版法制部会、平成29年9月28日、日本大学法学部10号館